

中之条町公式ホームページバナー広告掲載運用基準

(趣旨)

第1条 この運用基準は中之条町広告掲載要綱（以下、「要綱」という。）により、中之条町公式ホームページにバナー広告を掲載するにあたっての、広告の規格や基準など必要な事項を定めるものとする。

(掲載位置)

第2条 町公式ホームページに掲載するバナー広告の掲載位置は、トップページ下部の「バナー広告」欄とし、掲載順の指定はできない。

(掲載枠数)

第3条 掲載枠数は8枠以内とし、1つの事業者が複数枠を申し込むことはできない。

(掲載期間)

第4条 バナー広告を掲載する期間は、4月1日～翌年3月31日とする。
ただし、掲載枠に空きがある場合に限り、年度途中から掲載することができる。

(申し込み)

第5条 バナー広告の掲載を申し込もうとする者は、掲載する年の1月4日～2月末日までに中之条町広告掲載申込書（様式1）により、町長へ申し込むものとする。

(決定)

第6条 町長は、申し込みがあった広告について掲載の可否について速やかに通知しなければならない。なお、掲載枠数を超える申し込みがあったときは、要綱第12条の定めるところにより審査し、掲載順位が同じ場合は抽選により決定する。

(掲載料金)

第7条 広告掲載料金は年間24,000円とする。ただし、年度途中から掲載する場合は、掲載開始日の属する月から3月までの月数に2,000円を乗じた額とする。

(納付方法)

第8条 広告掲載料金は、掲載決定後、町の発行する納付書により一括納入するものとする。

(広告の規格)

第9条 広告の規格（1枠）は、縦ピクセル50・横ピクセル190、50キロバイト以内、JPEGもしくはPNG形式とする。

(禁止表現)

第10条 次の表現を含んだ広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止する。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク
- (3) ラジオボタン
- (4) テキストボックス(入力できるように見えるもの)
- (5) プルダウンメニュー(下に選択肢があるように見えるもの)
- (6) 客観的な根拠を Web サイトで明示できるものでない限り、他社との比較や「最高」、「最も安い」、「ナンバー 1」などの表現の使用を控える。

(町 WEB ページとの区別)

第11条 次の表現については、ユーザーが町 WEB ページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止する。

- (1) 町 WEB ページと類似の色調及び字体を使用するもの
- (2) 「お年寄りのための施設ガイド」「教育相談」など町政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、ユーザーが中之条町の事業であると錯誤しやすいもの

(色調)

第12条 文字色と背景色のコントラスト(明度差)は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮すること。

(解像度)

第13条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにすること。

(その他)

第14条 この基準に定めるもののほか、必要な事項が生じたときは、中之条町広告審査委員会において別途協議して定める。

附則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。